

人吉市介護保険事業者等における事故等発生時の報告等取扱指針

1 趣旨

この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び第1号事業所、老人福祉法（昭和38年法律133号）で規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）で規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「介護事業所等」という。）において事故等が発生した場合に、介護事業所等を運営する事業者（以下「介護事業者等」という。）が本市への事故等の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の対象及び種類等並びに報告事項及び手順等を定めるものである。

2 報告すべき事故等の対象

報告すべき事故等の対象は、介護事業者等が行う介護保険サービス及び第1号事業又は介護事業所等内におけるサービス（以下「サービス」という。）提供中の介護事業所等を利用する者及び入所者（以下「利用者」という。）の事故並びにサービス提供に関連する利用者の事故とする。

3 報告すべき事故等の種類及び範囲

(1) 報告すべき事故等の種類は、次のとおりとし、介護事業者等の過失の有無を問わず報告を必要とする。

① サービス提供中（送迎、通院やレクリエーション等での外出時並びに在宅の通所・入所サービス、施設サービス及び住宅サービスにおいては、利用者が事業所、施設及び住宅内にいる間もサービス提供中に含む。）における死亡事故及び負傷等

なお、死亡事故及び負傷等とは、次に掲げるものをいう。

ア 死亡 自然死及び病死以外の死亡事故（自殺を含む。）

イ 転倒 歩行等による移動時の転倒事故による負傷

ウ 転落 高所からの転落事故による負傷

エ 誤嚥・窒息 食事等摂取時の誤嚥等による窒息事故

オ 異食 異物の誤飲による事故

カ 誤薬・与薬漏れ等 誤った種類・量・時間の服薬による事故

キ 医療処置関連（チューブ抜去等） 医療処置にかかる事故

ク 不明 原因不明の事故

ケ その他 溺水、交通事故、福祉用具不良、介護ミス、暴力行為、行方不明、過失、法令違反及びその他の理由により利用者がサービスの不利益を被ったもの

- ② 利用者が病気等により死亡した場合であって、死因等に疑義が生じる可能性がある場合又は家族等との紛争が生じる可能性のある場合
- ③ 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの
- ④ 食中毒、感染症及び結核の発生又はそれらが疑われる状況が生じ保健所へ届け出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの

なお、緊急性・重大性の高いものとは、次のとおりとする。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条の規定に基づき、診断した医師が直ちに届け出なければならない感染症（結核を含む。）の患者が発生した場合

イ その他の感染症（インフルエンザや感染性胃腸炎等をいう。）や食中毒の発生が疑われる状況が生じ、かつ、集団発生事例や死亡事例等に該当すると認められる場合

- ⑤ その他人吉市が報告を必要と判断するもの

- (2) 負傷等の事故による報告が必要な範囲は、3-(1)-①イ〜クに該当する場合は、おおむね骨折や出血等により縫合が必要な外傷又はそれ以上に重篤な事故又は入院及び医療機関（施設内の医療処置を含む。）で治療を施したもの（軽度の切傷、擦過傷、打撲は除く。）とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるかと判断されるものについては報告を必要とする。なお、3-(1)-①ケ及び3-⑤に該当する場合は、全て報告を必要とする。

4 報告事項

報告事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事故等の状況 事故等状況の程度、死亡に至った場合は死亡年月日
- (2) 事業所の概要 法人（事業者）名称、事業所（施設）名称、事業所番号、サービス種別、事業所（施設）所在地
- (3) 対象者（利用者） 氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、保険者、住所、要介護度、認知症高齢者日常生活自立度
- (4) 事故等の概要 発生日時、発生場所、事故等の種別、発生時状況、事故等の内容詳細、その他特記すべき事項
- (5) 事故等発生時の対応 発生時の対応、受診方法、受診医療機関名、連絡先、診断名、診断内容、検査・処置等の概要
- (6) 事故等発生後の状況 利用者の状況、報告した家族等の続柄、報告年月日、連絡した関係機関、本人・家族・関係先等への追加対応の予定
- (7) 事故等の原因分析 本人要因、職員要因及び環境要因の分析
- (8) 再発防止策 手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期及び結果等
- (9) その他特記すべき事項

5 報告様式

報告様式は、国が定める別紙標準様式により報告するものとする。なお、3-(1)-③及び④のに係る報告については、別途人吉市が指示する様式を使用するものとする。

6 報告先、報告の時期及び手順

- (1) 介護事業者等は、事故等の発生後原則5日以内に、人吉市へ報告を行わなければならない。
- (2) 介護事業者等は、事故等の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で最終結果等の報告を行わなければならない。その際、前回行った報告事項から変更・追記した箇所が分かるように下線、マーキング等の処置を施すこと。
- (3) 人吉市内に所在する介護事業所等で事故等が発生し、当該事故等に遭った者が他市町村の介護保険の被保険者の場合は、当該他市町村の指示に従って報告を行わなければならない。

7 事故等の予防及び再発防止

- (1) 介護事業者等は、事故等発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、従業員に周知徹底しなければならない。
- (2) 介護事業者等は、発生した事故等について原因を解明し、当該事故等の再発防止はもとより同類の事故等の発生を防ぐための対策を講じておかなければならない。
- (3) 人吉市から事故等に関し確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、人吉市の指示に従わなければならない。